千葉大学ユニオンニュース 第122号 2023年2月8日
編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス学際研究棟（旧薬学部）1号館119室 メール：cuu@e-mail.jp
電話・FAX：043-290-2234 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）
☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

他大学での10年雇止め問題

元委員長　　松井宏樹

ユニオンニュース121号において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ法）の趣旨に反して、全国の大学等で多くの研究者が10年で雇い止めとなる恐れがあることが記事になりました。千葉大学における現状については、特定雇用職員就業規則の条文なども含め、そちらの記事で解説されておりますのでご参照下さい。ここでは、研究者の10年雇止め問題に関する他大学の事例を2つ紹介します。

専修大学で1989年以来ドイツ語を教えている非常勤講師が、勤続5年を超えた有期雇用の労働者に対して認められる無期転換を申し込んだところ、科技イノベ法上の10年ルールが適用されるとして大学側は無期転換を拒否しました。5年と10年のどちらが適用されるのかが裁判で争われましたが、一審の東京地裁に続いて二審の東京高裁でも、非常勤講師側の訴えが全面的に支持されました。裁判所は、科技イノベ法が規定する「科学技術に関する研究者」について、「研究開発及びこれに関連する業務に従事している者であることを要する」と解釈し、ドイツ語の授業に従事している原告は研究者に該当しないと判断しました。科技イノベ法の適用には厳密な手続きが必要であることが確認されたと言えます。ただし専修大学は既に最高裁に上告しています。ネットのニュースもご参照下さい。
https://www.bengo4.com/c_5/n_14742/

東海大学も、無期転換申込権発生までの期間を10年とする科技イノベ法を不当に運用し、5年以上勤務した非常勤講師の無期転換を拒否し続けています。そのうえ更に、全国規模で2023年3月の大量雇止めを通告してきました。「10年以上にわたって教壇に立ってきたが、突然雇止めの通告を受けた。年齢的にも再就職先が見つかるか不安で死活問題だ」「週に14コマを担当していたが、今年度は1コマに減らされて収入が激減した。明らかに辞めさせるための行為だ」などの切実な声が寄せられているそうです。現在、教職員組合が結成され、大学側との団体交渉が始まっています。静岡キャンパスと札幌キャンパスで一部授業のストライキも実施されました。詳しくは、
https://toukaiunion.jimdofree.com/
をご覧下さい。

上記はいずれも私立大学での事例であり、本学の現状と直接的に結び付くものではありません。しかし、大学教職員の有期雇用をめぐっては多くの大学で様々な問題が発生しています。他大学の事例にも関心を持つことは重要ではないでしょうか。今後もこのような情報を適宜お伝えしたいと考えています。

6月からのユニオンの活動

6月21日 第19回定期総会開催
7月11日 2022年度新旧合同執行委員会
7月28日 第2回執行委員会
8月18日 労務課との協議
8月29日 第3回執行委員会
8月31日 ユニオンニュース第121号発行
9月26日 第4回執行委員会
10月31日 第5回執行委員会
11月15日 附属病院との協議
11月28日 第6回執行委員会
12月19日 第7回執行委員会
1月30日 第8回執行委員会

上記以外に、雇用問題について何人かの方からの相談を受け、個別に雇用部署等との交渉をしています。ただ、個人情報保護の観点から、詳細については割愛させていただきます。

労働条件に関するご相談や情報をお寄せ下さい

千葉大学ユニオンは教職員の労働条件の改善を目的とする労働組合ですが、その活動は10人程の役員・執行委員が仕事の合間の時間を割いて行っているのが実情です。かつては労働問題に詳しく熱心に取り組まれる先生方がいろいろな部局にいらっしゃったのですが、そのような方々が退職されてしまい、役員等も1年の任期ですぐ交代してしまう人がほとんどで、ユニオンの活動はかなり限られたものになってしまいました。

教職員の中にはユニオンの活動についてネガティヴな考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、弱い立場の教職員が職場で不当な扱いなどを受けたときに相談できる窓口として、憲法や労働組合法で権利が保障されている労働組合を維持することは大切なことなのです。実際、個人で上司や人事担当部署に問題点を指摘しても相手にされず、相談に来られてユニオンから申入を行ってやっと対応がされた、といった事例もありました。

ユニオンの活動を維持するには、多くの教職員の方の協力が必要です。一人でも多くの方が組合員になっていただくことはもちろんですが、皆さんがそれぞれの職場にある労働条件に関する問題について、ユニオンにご相談いただいたり、情報を提供していただくことが欠かせません。お寄せいただいた問題に対応してゆくことで、ユニオンの対応力・交渉力が上がり活動を活性化することができるからです。これまでにも、

・バス利用の通勤手当の算定方法の問題
・病院の業務管理の問題
・技術職員の昇級問題

等々、ご相談があったことを取り上げて労働条件の改善につなげてきました。

雇い止めのような深刻な問題はもちろんですが、些細と思われるような問題でも職場の労働条件の改善につながるようなことがありましたら、ぜひユニオンに相談・情報をお寄せいただきたいと思います。

5年超非常勤職員の無期転換、契約更新状況について

千葉大学ユニオンでは、5年超非常勤職員の無期転換、契約更新の状況把握につとめています。総務部労務課に依頼し、令和3年4月1日、令和4年4月1日の無期転換、契約更新状況について情報の提供を受けました。

令和3年3月31日時点で在職5年以上の条件に達して在籍していた非常勤職員（非常勤講師を除く）総数は81名で、その中で本人の申し込みにより無期転換の条件で雇用更新され翌日の4月1日にも在籍していた職員は18名、また，契約更新されたが無期転換の申し込みを行わなかった職員は49名でした。

翌年の令和4年3月31日時点で在職5年以上の条件に達して在籍していた非常勤職員総数は96名で、無期転換の条件で契約更新した職員は31名、無期転換の条件なしで契約更新した職員は45名でした。

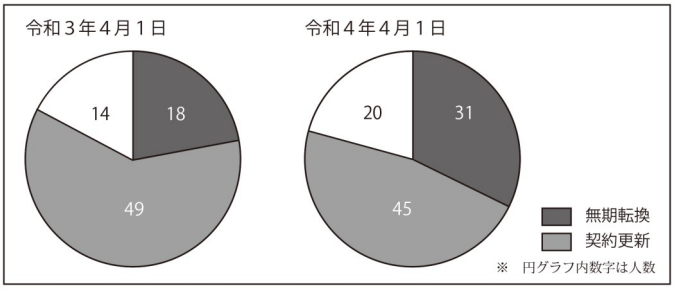

ユニオンに加入しませんか

加入を希望される方は、 メール や電話でお問い合わせいただくか、ホームページをご覧下さい。

ホームページはこちらから→

加 入 申 込 書

千葉大学ユニオン委員長　溝上陽子 様

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入いたします。　　2023年　　月　　日

お名前:　　ご所属:

E-Mail:

問い合わせ先　電話・ファックス:043-290-2234　メール:cuu@e-mail.jp